



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月31日月曜日 第1443号外3

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

知事印及び知事職務代理者印（専用公印）の廃止..... 1

### 教育委員会告示

指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定..... 1

### 人事委員会規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則..... 1

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 3

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則..... 3

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則..... 4

### 人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正..... 4

### 公営企業管理規程

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程..... 5

## 告 示

### ○愛媛県告示第 804 号

次に掲げる専用公印は、平成15年3月31日限り、廃止した。

平成15年3月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 別	管 守 場 所	数	専 用 区 分
知 事 印	西条地方局中山川ダム建設事務所	1	土木用地登記用
知事職務代理者印	西条地方局中山川ダム建設事務所	1	土木用地登記用

### 教育委員会告示

### ○愛媛県教育委員会告示第 1 号

学校教育法施行令（昭和28年政令第 340 号）第34条第 3 項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目を次のとおり指定した。

平成15年3月31日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 技能教育のための施設の名称  
国際情報高等学校
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する

### 高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
工業数理基礎	工業数理基礎
情報技術基礎	情報技術基礎
電気基礎	電気基礎
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
簿記	簿記
文書デザイン	文書デザイン

### 3 指定年月日

平成15年3月20日

### 人事委員会規則

### ○愛媛県人事委員会規則 6 - 162

一般職の任期付職員の採用等に関する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

### 一般職の任期付職員の採用等に関する規則

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定任期付職員の号給の決定）

**第 2 条** 特定任期付職員（条例第 4 条第 1 項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項に規定する給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有す

る者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

(特定任期付職員業績手当)

**第3条** 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

**第4条** 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)第15条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

**第5条** 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2条第2項任期付職員」という。)であつて、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給等規則」という。)別表第11から別表第19までに定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 第2条第2項任期付職員に対して初任給等規則第9条第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(第2条第2項任期付職員の給料月額の決定等の特例)

**第6条** 新たに第2条第2項任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給等規則別表第23から別表第31までに定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との

均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

(初任給等規則の規定の適用に関する読替え)

**第7条** 前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第8条の2第1号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-162)第6条」と、初任給等規則第24条第2項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第6条」として、これらの規定を適用する。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県人事委員会規則7-972

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

#### 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「衛生環境研究所等」を「紙産業研究センター等」に改め、同条第1項の表勤務箇所名の欄中「繊維

「繊維産業試験場

産業試験場」を「紙産業研究センター」に改め、「製紙試験

窯業試験場

場」を削り、同条第2項の表勤務箇所名の欄中「繊維産業試

「繊維産業試験場

験場」を「紙産業研究センター」に改め、「健康増進セン

窯業試験場

一」及び「製紙試験場」を削る。

第34条の2第7項中「第14条第14項後段」を「第14条第15項後段」に改める。

第34条の5第2項中「大型特殊自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加える。

#### 附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県人事委員会規則7-973

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

#### 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

第22条第6項を次のように改める。

6 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第3号に掲げる職員を除く。）第1項第2号中「当該給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の1号給上位の号給」とあるのは「当該給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）」と、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（当該降格後の給料月額を特定号給表に掲げる号給より下位の号給に決定された職員が特定号給表に掲げる号給以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号給の1号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号給表に掲げる号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

(2) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。）当該降格後の給料月額を特定号給表に掲げる号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の1号給上位の号給」とする。

(3) 2級以上下位の職務の級へ降格した職員 第1項第2号中「当該給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の1号給上位の号給」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは、「人事委員会の定めるところにより得られる号給」とする。

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

#### ○愛媛県人事委員会規則7-974

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬 道 和

#### 職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-65）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1号中「使用しなければ通勤することが著しく困難である職員」の下に「（自転車等の使用距離が片道95キロメートル以上であり、かつ、運賃等相当額が2,200円未満となる職員（前条に規定する職員を除く。）を除く。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（条例第10条第5項の人事委員会規則で定める橋その他の施設）

**第17条の2** 条例第10条第5項の人事委員会規則で定める橋その他の施設は、西瀬戸自動車道（今治インターチェンジと今治北インターチェンジの間を除く。）とする。

（通行料金の2分の1相当額の算出の基準）

**第17条の3** 条例第10条第5項に規定する通行料金の額の2分の1に相当する額（以下「通行料金の2分の1相当額」という。）の算出は、前条に定める橋その他の施設を利用する場合における通勤の経路及び方法が通行料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる通行料金の額によるものとする。

2 第7条及び第8条の規定は、通行料金の2分の1相当額の算出について準用する。

別記様式（表）中「特急列車等の」を「特急列車等又は西瀬戸自動車道の」に改め、「の特別料金等」の下に「又は通行料金」を加え、「 条例第10条第4項」を 条例第

10条第4項  
10条第5項」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。  
2 改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）第8条の3第1号の規定は、平成15年1月1日から適用する。  
（経過措置）

3 この規則施行の際現に提出されている改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿は、新規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。

4 この規則施行の際現にある旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

#### ○愛媛県人事委員会規則7-975

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

( 期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則の一部改正 )

第1条 期末手当及び勤労手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-204)の一部を次のように改正する。

第3条第3号イ中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。

第5条の4第1項中「掲げる職員」の下に「、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(4号給以下の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「占める職員」の下に「、任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」を加える。

第7条第1項第2号イ中「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」を「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改める。

別表第1大学教育職員給料表の項の次に次のように加える。

任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10

別表第1備考第1項中「医療職給料表(→)」の下に「、任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表」を加える。(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職員特別勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-805)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 12,000円
  - イ 5号給 10,000円
  - ウ 2号給から4号給まで 8,000円
  - エ 1号給 6,000円

第2条第2項第1号中「校長」の下に「(第3号に掲げる教育職員を除く。)」を、「教頭」の下に「(同号に掲げる教育職員を除く。)」を加え、同項第2号中「掲げる

教頭」の下に「及び次号に掲げる教育職員」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける教育職員 次に掲げる当該職員が受ける同項に規定する給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 12,000円
- イ 5号給 10,000円
- ウ 2号給から4号給まで 8,000円
- エ 1号給 6,000円

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-976

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。

別表第1宇摩郡の項中

別子山村甲474番地	三島警察
別子山村甲477番地	別子山村

を削り、同項所在地の欄中「新宮村大字新宮443番地」を「新宮村大字新宮446番地」に改め、同項の次に次のように加える。

新居浜市	別子山甲474番地	三島警察署別子山駐在所	3級
------	-----------	-------------	----

附則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中「新宮村大字新宮443番地」を「新宮村大字新宮446番地」に改める部分は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特地勤務手当等に関する規則別表第1宇摩郡の項の規定(三島警察署新宮駐在所に係る部分に限る。)は、平成15年3月13日から適用する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定(平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月31日

愛媛県人事委員会

委員長 稲瀬道和

1(1)の表宇摩郡の項中「別子山村立別子小学校

2級」を削り、同項の次に次のように加える。

新居浜市	新居浜市立別子小学校	3級
------	------------	----

1(1)の表越智郡の項学校名の欄中「弓削町立佐島小学校」

を削り、同表上浮穴郡の項中「小田町立小田深山小学校  
5級」を削り、同項同欄中「美川村立美川小学校」を削り、同表西宇和郡の項同欄中「瀬戸町立川之浜小学校」及び「三崎町立名取小学校」を削り、同表北宇和郡の項同欄中「津島町立北灘小学校福浦分校」を削る。

1(2)の表宇摩郡の項中「別子山村立別子中学校  
2級」を削り、同項の次に次のように加える。

新居浜市 新居浜市立別子中学校 3級

1(2)の表温泉郡の項中「中島町立中島中学校睦月分校  
1級」を削り、同表上浮穴郡の項中「小田町立小田深山  
中学校 5級」を削る。

2(2)の表東宇和郡の項を次のように改める。

温泉郡 中島町立中島中学校

3(1)の表松山市の項の次に次のように加える。

上浮穴郡 美川村立美川小学校

3(2)の表越智郡の項の次に次のように加える。

東宇和郡 明浜町立明浜中学校

---

### 公営企業管理規程

---

#### ○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成15年3月31日

愛媛県公営企業管理者職務代理者

愛媛県公営企業管理局長 秋 川 秀 美

#### 愛媛県企業職員就業規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員就業規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、特別の事情を有する職員であつて、管理者が適当と認めるものの勤務時間については、別に定めるところによる。

#### 附 則

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

